

青色って、
実はこんなこともやっていますが
ご存じでしょうか。
小学生の税の書道展をはじめ、
著名人による秋の講演会
サッカーや野球、剣道などスポーツ各種への
助成金とミニバス、軽トラ市への支援など
商業やスポーツを通して
青色では、まちを大いに盛り上げ
元気になる活動をずっと支援しています。
それぞれの家庭で熱く気持ちのこもった
時間の思い出がありませんか。
これからも、そんな笑顔を青色と一緒にひろげていきましょう。

9~12月の今なら、入会金1,000円が免除**!!**

青色応援団員大募集!!

- 準会員(正会員以外の個人) 年会費2,000円
- 正会員(事業所得・不動産所得を有する個人) 年会費10,000円

お申込・お問い合わせ
HPから入会申込へアクセス

小田原青色申告会

検索

*TEL.0465-24-2612
担当:管理課 諏訪間

入賞おめでとう ただ今の表彰
中井町 箱根町 湯河原町 鶴岡町 小田原市

平成15年

昭和62年

昭和62年

昭和62年

青色がずっとずっと
やっつけていること。

33年もの歴史がある「小学生の税の書道展」

あなたのパワーとともに
地域やまち、人をつなげ、
こども達の元気な笑顔を
広げています。

簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

- 【改正の概要】 簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されました。
- 金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率60%⇒50%）
 - 不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率50%⇒40%）

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者へ販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者へ販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食転業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

従業員の方の個人住民税（市町村民税と県民税）は、事業主の方が毎月の給料のお支払いの際に、所得税と同じように給料から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納付していただくことになっています（地方税法第41条、第321条の3）

税額計算や年末調整は不要です

所得税の源泉徴収とは異なり、給料から差し引く額は従業員の方が自分で納付する方法の納期が年4回である

従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって、所得税のような税額計算や年末調整は必要ありません。

従業員の方の負担が少なくて済みます

この制度は、従業員の方が金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができます。また、普通徴収（従業員の方が自分で納付する方法）の納期が年4回である

従業員の方がお住まいの市町村の住民税（特別徴収）担当課までお問い合わせください。

小田原県税事務所
事業税課
0465-3318000（代）

のに対し、特別徴収は年12回に分割されますので、1回当たりの負担が少なくて済みます。

手続きの詳細については
従業員の方がお住まいの市町村の住民税（特別徴収）担当課までお問い合わせください。

県税事務所からのお知らせ

事業主の皆様へ個人住民税の特別徴収について

青色申告会

会の予定

9月

2日(火) 10:00 法律相談(1F)

5日(金) 18:30 創業セミナー(4F)・19:00 異業種交流会(5F)

8日(月) 10:00 エンジョイ書道(5F)

9日(火) 10:00 年金相談(1F)・14:00 エンジョイ・ヨガ(5F)

11日(木) 16:00 正副会長会議(4F)

16日(火) 14:00 租税教室(西湘)

17日(水) 10:00 相続相談(1F)

18日(木) 13:00 地区連ブロック大会・14:00 税理士相談(1F)

19日(金) 9:00 書道展審査会・10:00 法律相談(1F)

22日(月) 10:00 エンジョイ書道(5F)

25日(木) 10:00 不動産相談(1F)・15:00 局・署・合同会議

26日(金) 16:00 理事会(4F)

30日(火) 14:00 エンジョイ・ヨガ(5F)

◆◆◆社会保険労務士無料相談会◆◆◆

日時: 10月11日(土) 10時~16時

場所: JR 小田原駅ビル東口2階二宮金次郎像前広場

内容: 労働問題(労働時間、賃金、雇用、労災、安全衛生) 社会保険(健康保険、年金)等
照会先 神奈川県社会保険労務士会小田原支部 ☎0465-23-2185(担当 鈴木)

小田原税務署からのお知らせ

簡易課税制度の改正に係る経過措置の内容

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間(簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間)については、改正前のみなし仕入率が適用されます。(注)平成26年10月1日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

【個人事業者及び12月31日決算法人の適用例】

《▲= 消費税簡易課税制度選択届出書の提出》

	26.1.1	26.10.1	27.1.1	27.4.1	28.1.1	29.1.1
	①	②	③	④	改正適用日	
「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	自 26. 1. 1 至 26.12.31	自 27. 1. 1 至 27.12.31	自 28. 1. 1 至 28.12.31	自 29. 1. 1 至 29.12.31		
① 25.12.31以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算		
② 26. 9.26	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算		
③ 26.10. 6	(一般課税)	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算		
④ 27. 3.16	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算		